

## 徳島県開発審査会運営規定

### (趣旨)

第1条 この規定は徳島県開発審査会条例(昭和45年徳島県条例第29号)第6条の規定に基づき、徳島県開発審査会(以下「審査会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会議の召集)

第2条 会長は、会議を招集する場合には、あらかじめ審議事項、開催の期日、場所等を定めて会議の3日前までに委員に通知しなければならない。

ただし、急務を要する場合は、この限りでない。

### (欠席)

第3条 委員は、招集を受けた場合において、事故のため会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

### (議長)

第4条 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

### (会議の公開)

第5条 審査会の会議は、原則として公開とする。ただし、徳島県情報公開条例(平成13年徳島県条例第1号)第8条各号に該当すると認められる情報を含む事項を審議する場合であって、会議を公開しない旨の議決をしたときはこの限りでない。

2 会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

### (会議録)

第6条 議長は、会議録を調整し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

2 会議録には、議長及び出席委員2名以上が署名しなければならない。

### (雑則)

第7条 この規定に定めるもののほか、議事の運営に関して必要な事項は会長の決するところによる。

### 附 則

この規定は、昭和46年5月21日から施行する。

### 附 則

この規定は、平成22年7月28日から施行する。